

「改訂 社会福祉法人制度改革対応版 社会福祉法人会計基準の実務 会計処理」 正誤等について

以下の箇所に誤りがありました。ここに訂正し、ご迷惑おかけいたしましたこととお詫び申し上げます。

【正誤表】

該当頁・箇所	正	誤												
49 頁 <b>【参考】</b> 社会福祉法人制度改革の概要について (16 行目)	(略)  第 190 回通常国会の <b>平成 28 年 3 月 31 日</b> 成立し、公布されました。	(略)  第 190 回通常国会の <b>平成 29 年 3 月 31 日</b> 成立し、公布されました。												
109 頁 < 事業活動計算書 >	< 事業活動計算書 > (X1. 4. 1. ~ X2. 3. 31.) <table border="1" data-bbox="571 703 1025 1046"> <tr> <td><b>【収益】</b> 純資産の増加を伴う取引</td> </tr> <tr> <td><b>【費用】</b> 純資産の減少を伴う取引</td> </tr> <tr> <td>1 年間で増えた純資産</td> </tr> <tr> <td>前期繰越活動増減差額</td> </tr> <tr> <td>純資産の内訳の入替え</td> </tr> <tr> <td>次期繰越活動増減差額</td> </tr> </table>	<b>【収益】</b> 純資産の増加を伴う取引	<b>【費用】</b> 純資産の減少を伴う取引	1 年間で増えた純資産	前期繰越活動増減差額	純資産の内訳の入替え	次期繰越活動増減差額	< 事業活動計算書 > (X1. 4. 1. ~ X2. 3. 31.) <table border="1" data-bbox="1449 703 1904 1046"> <tr> <td><b>【収入】</b> 純資産の増加を伴う取引</td> </tr> <tr> <td><b>【支出】</b> 純資産の減少を伴う取引</td> </tr> <tr> <td>1 年間で増えた純資産</td> </tr> <tr> <td>前期繰越活動増減差額</td> </tr> <tr> <td>純資産の内訳の入替え</td> </tr> <tr> <td>次期繰越活動増減差額</td> </tr> </table>	<b>【収入】</b> 純資産の増加を伴う取引	<b>【支出】</b> 純資産の減少を伴う取引	1 年間で増えた純資産	前期繰越活動増減差額	純資産の内訳の入替え	次期繰越活動増減差額
<b>【収益】</b> 純資産の増加を伴う取引														
<b>【費用】</b> 純資産の減少を伴う取引														
1 年間で増えた純資産														
前期繰越活動増減差額														
純資産の内訳の入替え														
次期繰越活動増減差額														
<b>【収入】</b> 純資産の増加を伴う取引														
<b>【支出】</b> 純資産の減少を伴う取引														
1 年間で増えた純資産														
前期繰越活動増減差額														
純資産の内訳の入替え														
次期繰越活動増減差額														
122 頁 3 計算書類間の関係/ 事業活動計算書	事業活動計算書 <table border="1" data-bbox="515 1145 1081 1390"> <tr> <td><b>【費用】</b> サービス活動費用 サービス活動外費用 特別費用</td> <td><b>【収益】</b> サービス活動収益 サービス活動外収益 特別収益</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><b>【当期活動増減差額】</b></td> </tr> </table>	<b>【費用】</b> サービス活動費用 サービス活動外費用 特別費用	<b>【収益】</b> サービス活動収益 サービス活動外収益 特別収益	<b>【当期活動増減差額】</b>		事業活動計算書 <table border="1" data-bbox="1391 1145 1957 1390"> <tr> <td><b>【支出】</b> サービス活動費用 サービス活動外費用 特別費用</td> <td><b>【収入】</b> サービス活動収益 サービス活動外収益 特別収益</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><b>【当期活動増減差額】</b></td> </tr> </table>	<b>【支出】</b> サービス活動費用 サービス活動外費用 特別費用	<b>【収入】</b> サービス活動収益 サービス活動外収益 特別収益	<b>【当期活動増減差額】</b>					
<b>【費用】</b> サービス活動費用 サービス活動外費用 特別費用	<b>【収益】</b> サービス活動収益 サービス活動外収益 特別収益													
<b>【当期活動増減差額】</b>														
<b>【支出】</b> サービス活動費用 サービス活動外費用 特別費用	<b>【収入】</b> サービス活動収益 サービス活動外収益 特別収益													
<b>【当期活動増減差額】</b>														

<p>220 頁 (運用通知)</p>	<p>16 減価償却について (会計基準省令第 4 条第 2 項関係) (1) 減価償却の対象 (略) (2) 減価償却の方法 (略) (3) 減価償却累計額の表示 有形固定資産 (有形リース資産を含む。) に対する減価償却累計額を、当該各資産の金額から直接控除した残額のみを記載する方法 (以下「<b>直接法</b>」という。) 又は当該各資産科目の控除科目として掲記する方法 (以下「間接法」という。) のいずれかによる。間接法の場合は、これらの資産に対する控除科目として一括して表示することも妨げない。 無形固定資産に対する減価償却累計額は<b>直接法</b>により表示する。</p>	<p>16 減価償却について (会計基準省令第 4 条第 2 項関係) (1) 減価償却の対象 (略) (2) 減価償却の方法 (略) (3) 減価償却累計額の表示 有形固定資産 (有形リース資産を含む。) に対する減価償却累計額を、当該各資産の金額から直接控除した残額のみを記載する方法 (以下「<b>直説法</b>」という。) 又は当該各資産科目の控除科目として掲記する方法 (以下「間接法」という。) のいずれかによる。間接法の場合は、これらの資産に対する控除科目として一括して表示することも妨げない。 無形固定資産に対する減価償却累計額は<b>直説法</b>により表示する。</p>
<p>266 頁 ● 補論 ● 退職給付債務の計算 ●</p>	<p style="text-align: center;"><b>● 補論 ● 退職給付債務の計算 ●</b></p> <p>退職給付債務を数理計算により求める方法によった場合、退職給付債務はどのように計算されるかを下記に示します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">前提条件 (略)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">表 (略)</div>	<p style="text-align: center;"><b>● 補論 ● 退職給付債務の計算 ●</b></p> <p>退職給付債務を数理計算により求める方法によった場合、退職給付債務はどのように計算されるかを下記に示します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">前提条件 (略)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">表 (略)</div>
<p>266～273 頁</p>	<p><b>③ 共済契約者である社会福祉法人の会計処理</b> (略)</p> <p><b>③-1 退職共済に預金から支払いを行った。内訳は法人負担額が 1,000,000 円、被共済職員の負担額が 1,000,000 円 (給与支払い時に預り金処理をしている)</b> (略)</p> <p><b>③-2 職員の退職に伴い、退職共済から退職金が支払われた旨の通知を受領した。内訳は次のとおりである。退職金は退職共済から直接、退職者に支払われた。</b> (略)</p>	<p><b>① 共済契約者である社会福祉法人の会計処理</b> (略)</p> <p><b>①-1 退職共済に預金から支払いを行った。内訳は法人負担額が 1,000,000 円、被共済職員の負担額が 1,000,000 円 (給与支払い時に預り金処理をしている)</b> (略)</p> <p><b>①-2 職員の退職に伴い、退職共済から退職金が支払われた旨の通知を受領した。内訳は次のとおりである。退職金は退職共済から直接、退職者に支払われた。</b> (略)</p>

	<p>③-3 期末に、退職給付引当金の計上を行った。 (略)</p> <p>④ 共済実施者である社会福祉法人の会計処理 (略)</p> <p>④-1 退職共済の掛け金 100,000,000 円を預金で受け入れた。 (略)</p> <p>④-2 退職共済の掛け金 100,000,000 円を退職共済事業管理資産として設定した。 (略)</p> <p>④-3 退職共済の掛け金 80,000,000 円を加入法人へ返還した。 (略)</p> <p>④-4 退職共済の掛け金 80,000,000 円の返還に伴う退職共済事業管理資産の取崩し。 (略)</p> <p>④-5 期末の時価評価をするとともに、退職共済預り金への繰入れを行った。 (略)</p> <p>⑤ 福祉医療機構の退職共済への掛金の支払い ⑤-1 福祉医療機構の退職共済掛金を預金口座から 4,000,000 円支払った。 (略)</p>	<p>①-3 期末に、退職給付引当金の計上を行った。 (略)</p> <p>② 共済実施者である社会福祉法人の会計処理 (略)</p> <p>②-1 退職共済の掛け金 100,000,000 円を預金で受け入れた。 (略)</p> <p>②-2 退職共済の掛け金 100,000,000 円を退職共済事業管理資産として設定した。 (略)</p> <p>②-3 退職共済の掛け金 80,000,000 円を加入法人へ返還した。 (略)</p> <p>②-4 退職共済の掛け金 80,000,000 円の返還に伴う退職共済事業管理資産の取崩し。 (略)</p> <p>②-5 期末の時価評価をするとともに、退職共済預り金への繰入れを行った。 (略)</p> <p>③ 福祉医療機構の退職共済への掛金の支払い ③-1 福祉医療機構の退職共済掛金を預金口座から 4,000,000 円支払った。 (略)</p>
<p>292 頁 (運用通知)</p>	<p>19 積立金と積立資金の関係について (会計基準省令第 6 条第 3 項関係) 事業活動計算書 (第 2 号第 4 様式) の当期末繰越活動増減差額にその他の積立金取崩額を加算した額に余剰が生じた場合には、その範囲内で将来の特定の目的のために積立金を積み立てることができるものとする。 (略)</p>	<p>19 積立金と積立資金の関係について (会計基準省令第 6 条第 3 項関係) 事業活動計画書 (第 2 号第 4 様式) の当期末繰越活動増減差額にその他の積立金取崩額を加算した額に余剰が生じた場合には、その範囲内で将来の特定の目的のために積立金を積み立てることができるものとする。 (略)</p>

<p>441～442 頁 (5) 専門家による支援 ③ 指導監査事項の省略</p>	<p>I. 「財務会計に関する内部統制の向上に対する支援」や「財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援」を受けている法人で、<u>上記(5)②に定める報告書 I・IIにより</u>、会計管理に関する事務処理の適正性が確保されていると所轄庁が判断する場合には、一般監査における「指導監査ガイドライン」のⅢ「管理」の3「会計管理」に関する監査事項を省略することができる、とされています。</p> <p>II. 「財務会計に関する内部統制の向上に対する支援」を受けている法人に指導監査を行う場合には、「指導監査ガイドライン」 I 「組織運営」に関する監査事項については、<u>(5)②に定める報告書 I の内容</u>を活用し効率的な実施を図る、とされています。</p>	<p>I. 「財務会計に関する内部統制の向上に対する支援」や「財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援」を受けている法人で<u>(2)に定める報告書により</u>、会計管理に関する事務処理の適正性が確保されていると所轄庁が判断する場合には、一般監査における「指導監査ガイドライン」のⅢ「管理」の3「会計管理」に関する監査事項を省略することができる、とされています。</p> <p>II. 「財務会計に関する内部統制の向上に対する支援」を受けている法人に指導監査を行う場合には、「指導監査ガイドライン」 I 「組織運営」に関する監査事項については、<u>(2)に定める報告書</u>を活用し効率的な実施を図る、とされています。</p>
<p>482 頁 【収益事業の範囲】 (注3)</p>	<p><u>国又は地方公共団体の用に供するための席貸業などを除く。</u></p>	<p><u>不特定又は多数の者の娯楽、遊興又は慰安の用に供するための席貸業や国又は地方公共団体の用に供するための席貸業は除く。</u></p>
<p>495 頁 (3) 住民税の課税の特例</p>	<p>社会福祉法人が行う<u>収益事業で、その所得金額の 100 分の 90 以上の金額を社会福祉事業に充てている場合(その所得金額がなく社会福祉事業に充てていない場合を含む。)</u>には、住民税は非課税となります。 (略)</p>	<p>社会福祉法人が、<u>収益事業から生じた利益の 100 分の 90 以上の金額を収益事業以外の事業に、寄附金として支出した場合</u>には、住民税は非課税となります。 (略)</p>

527 頁 【仕入税額控除 の要件】	<table border="1"> <thead> <tr> <th>帳簿への記載事項</th> <th>適格請求書への記載事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ②取引年月日 ③取引の内容 <b>(軽減税率の対象品目である旨)</b> ④対価の額</td> <td>①適格請求書発行事業者(注1)の氏名又は名称及び登録番号 ②取引年月日 ③取引の内容 (軽減税率の対象品目である旨) ④税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率 ⑤税率ごとに区分した消費税額等(端数処理は一請求当たり税率ごとに1回ずつ) ⑥書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称</td> </tr> <tr> <td></td> <th>適格簡易請求書への記載事項(注2)</th> </tr> <tr> <td></td> <td>①適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号 ②取引年月日 ③取引の内容 (軽減税率の対象品目である旨) ④税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み) ⑤税率ごとに区分した消費税額等(端数処理は一請求当たり税率ごとに1回ずつ) <b>又は適用税率</b></td> </tr> </tbody> </table>	帳簿への記載事項	適格請求書への記載事項	①課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ②取引年月日 ③取引の内容 <b>(軽減税率の対象品目である旨)</b> ④対価の額	①適格請求書発行事業者(注1)の氏名又は名称及び登録番号 ②取引年月日 ③取引の内容 (軽減税率の対象品目である旨) ④税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率 ⑤税率ごとに区分した消費税額等(端数処理は一請求当たり税率ごとに1回ずつ) ⑥書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称		適格簡易請求書への記載事項(注2)		①適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号 ②取引年月日 ③取引の内容 (軽減税率の対象品目である旨) ④税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み) ⑤税率ごとに区分した消費税額等(端数処理は一請求当たり税率ごとに1回ずつ) <b>又は適用税率</b>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>帳簿への記載事項</th> <th>適格請求書への記載事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ②取引年月日 ③取引の内容  ④対価の額 <b>(軽減税率の対象品目である旨)</b></td> <td>①適格請求書発行事業者(注1)の氏名又は名称及び登録番号 ②取引年月日 ③取引の内容 (軽減税率の対象品目である旨) ④税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率 ⑤税率ごとに区分した消費税額等(端数処理は一請求当たり税率ごとに1回ずつ) ⑥書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称</td> </tr> <tr> <td></td> <th>適格簡易請求書への記載事項(注2)</th> </tr> <tr> <td></td> <td>①適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号 ②取引年月日 ③取引の内容 (軽減税率の対象品目である旨) ④税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み) ⑤税率ごとに区分した消費税額等(端数処理は一請求当たり税率ごとに1回ずつ)</td> </tr> </tbody> </table>	帳簿への記載事項	適格請求書への記載事項	①課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ②取引年月日 ③取引の内容  ④対価の額 <b>(軽減税率の対象品目である旨)</b>	①適格請求書発行事業者(注1)の氏名又は名称及び登録番号 ②取引年月日 ③取引の内容 (軽減税率の対象品目である旨) ④税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率 ⑤税率ごとに区分した消費税額等(端数処理は一請求当たり税率ごとに1回ずつ) ⑥書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称		適格簡易請求書への記載事項(注2)		①適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号 ②取引年月日 ③取引の内容 (軽減税率の対象品目である旨) ④税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み) ⑤税率ごとに区分した消費税額等(端数処理は一請求当たり税率ごとに1回ずつ)
	帳簿への記載事項	適格請求書への記載事項																
①課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ②取引年月日 ③取引の内容 <b>(軽減税率の対象品目である旨)</b> ④対価の額	①適格請求書発行事業者(注1)の氏名又は名称及び登録番号 ②取引年月日 ③取引の内容 (軽減税率の対象品目である旨) ④税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率 ⑤税率ごとに区分した消費税額等(端数処理は一請求当たり税率ごとに1回ずつ) ⑥書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称																	
	適格簡易請求書への記載事項(注2)																	
	①適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号 ②取引年月日 ③取引の内容 (軽減税率の対象品目である旨) ④税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み) ⑤税率ごとに区分した消費税額等(端数処理は一請求当たり税率ごとに1回ずつ) <b>又は適用税率</b>																	
帳簿への記載事項	適格請求書への記載事項																	
①課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ②取引年月日 ③取引の内容  ④対価の額 <b>(軽減税率の対象品目である旨)</b>	①適格請求書発行事業者(注1)の氏名又は名称及び登録番号 ②取引年月日 ③取引の内容 (軽減税率の対象品目である旨) ④税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率 ⑤税率ごとに区分した消費税額等(端数処理は一請求当たり税率ごとに1回ずつ) ⑥書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称																	
	適格簡易請求書への記載事項(注2)																	
	①適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号 ②取引年月日 ③取引の内容 (軽減税率の対象品目である旨) ④税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み) ⑤税率ごとに区分した消費税額等(端数処理は一請求当たり税率ごとに1回ずつ)																	

529 頁  
みなし仕入率  
(表)

区分	事業の種類	みなし仕入率
第1種事業	(略)	(略)
第2種事業	小売業(購入した商品の性質、形状を変更しないで消費者に販売する事業)、 <u>農業・林業・漁業(飲食料品の譲渡に係る事業に限る)</u>	80%
第3種事業	<u>農業・林業・漁業(飲食料品の譲渡に係る事業を除く)</u> 、 <u>鉱業</u> 、建設業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業、および水道業	70%
第4種事業	(略)	(略)
第5種事業	(略)	(略)
第6種事業	(略)	(略)

区分	事業の種類	みなし仕入率
第1種事業	(略)	(略)
第2種事業	小売業(購入した商品の性質、形状を変更しないで消費者に販売する事業)	80%
第3種事業	<u>製造業など(農業、林業、漁業、建設業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業、および水道業)</u>	70%
第4種事業	(略)	(略)
第5種事業	(略)	(略)
第6種事業	(略)	(略)

533～538 頁  
消費税課否判定  
表

消費税課否判定表  
(一社会福祉法人会計基準 資金収支計算書一)

科 目	課否判定			具体例等
	課 税	非課税	不課税	
<b>事業活動による収入</b>				
介護保険事業収入				
施設介護料収入				
介護報酬収入		○		
利用者負担金収入（公費）		○		
利用者負担金収入（一般）		○		
居宅介護料収入 （介護報酬収入）				
介護報酬収入	○	○		福祉用具貸与は課税の 場合あり
介護予防報酬収入 （利用者負担金収入）	○	○		介護予防福祉用具貸与 対価は課税の場合あり
介護負担金収入（公費）	○	○		福祉用具貸与は課税の 場合あり
介護負担金収入（一般）	○	○		介護予防福祉用具貸与 対価は課税の場合あり
介護予防負担金収入（公費）	○	○		福祉用具貸与は課税の 場合あり
介護予防負担金収入（一般）	○	○		介護予防福祉用具貸与 対価は課税の場合あり
地域密着型介護料収入 （介護報酬収入）				
介護報酬収入		○		
介護予防報酬収入 （利用者負担金収入）		○		
介護負担金収入（公費）		○		
介護負担金収入（一般）		○		
介護予防負担金収入（公費）		○		
介護予防負担金収入（一般）		○		
居宅介護支援介護料収入				
居宅介護支援介護料収入		○		
介護予防支援介護料収入		○		
介護予防・日常生活支援総合事業収入 事業費収入		○		

消費税課否判定表  
(一社会福祉法人会計基準 資金収支計算書一)

科 目	課否判定			具体例等
	課 税	非課税	不課税	
<b>事業活動による収入</b>				
介護保険事業収入				
施設介護料収入				
介護報酬収入		○		
利用者負担金収入（公費）		○		
利用者負担金収入（一般）		○		
居宅介護料収入 （介護報酬収入）				
介護報酬収入	○	○		福祉用具貸与は課税の 場合あり
介護予防報酬収入 （利用者負担金収入）	○	○		介護予防福祉用具貸与 対価は課税の場合あり
介護負担金収入（公費）	○	○		福祉用具貸与は課税の 場合あり
介護負担金収入（一般）	○	○		介護予防福祉用具貸与 対価は課税の場合あり
介護予防負担金収入（公費）	○	○		福祉用具貸与は課税の 場合あり
介護予防負担金収入（一般）	○	○		介護予防福祉用具貸与 対価は課税の場合あり
地域密着型介護料収入 （介護報酬収入）				
介護報酬収入	○	○		福祉用具貸与は課税の 場合あり
介護予防報酬収入 （利用者負担金収入）	○	○		介護予防福祉用具貸与 対価は課税の場合あり
介護負担金収入（公費）	○	○		福祉用具貸与は課税の 場合あり
介護負担金収入（一般）	○	○		介護予防福祉用具貸与 対価は課税の場合あり
介護予防負担金収入（公費）	○	○		福祉用具貸与は課税の 場合あり
介護予防負担金収入（一般）	○	○		介護予防福祉用具貸与 対価は課税の場合あり
居宅介護支援介護料収入				
居宅介護支援介護料収入		○		
介護予防支援介護料収入		○		
介護予防・日常生活支援総合事業収入 事業費収入		○		

事業負担金収入（公費）		○			
事業負担金収入（一般）		○			
利用者等利用料収入					
施設サービス利用料収入		○			理美容代・日常生活費・ 教養娯楽代
居宅介護サービス利用料収入	○				・自己選定による区域外 交通費 ・自己選定による特殊浴 槽水の費用（訪問入浴・ 介護予防訪問入浴） ・送迎費用 ・自己選定サービス費 （特定施設入居者生活 介護、介護予防特定施設 入居者生活介護）
		○			・自己選定による通常時 間を超える通所介護料、 理美容代 ・おむつ代 ・教養娯楽費 ・日常生活費
			○		キャンセル料
地域密着型介護サービス利用料収入	○				・自己選定による区域外 交通費 ・自己選定による特殊浴 槽水の費用（訪問入浴・ 介護予防訪問入浴） ・送迎費用 ・自己選定サービス費 （特定施設入居者生活 介護、介護予防特定施設 入居者生活介護）
		○			・自己選定による通常時 間を超える通所介護料、 理美容代 ・おむつ代 ・教養娯楽費 ・日常生活費
			○		キャンセル料
食費収入（公費）		○			
食費収入（一般）	○				自己選定による特別食 事料
		○			食事提供費用・食材料代
食費収入（特定）		○			
居住費収入（公費）		○			
居住費収入（一般）	○				自己選定による特別室

  

事業負担金収入（公費）		○			
事業負担金収入（一般）	○				自己選定による区域外 交通費
利用者等利用料収入		○			
施設サービス利用料収入		○			理美容代・日常生活費・ 教養娯楽代
居宅介護サービス利用料収入	○				・自己選定による区域外 交通費 ・自己選定による特殊浴 槽水の費用（訪問入浴・ 介護予防訪問入浴） ・送迎費用 ・自己選定サービス費 （特定施設入居者生活 介護、介護予防特定施設 入居者生活介護）
		○			・自己選定による通常時 間を超える通所介護料、 理美容代 ・おむつ代 ・教養娯楽費 ・日常生活費
地域密着型介護サービス利用料収入	○				・自己選定による区域外 交通費 ・自己選定による特殊浴 槽水の費用（訪問入浴・ 介護予防訪問入浴） ・送迎費用 ・自己選定サービス費 （特定施設入居者生活 介護、介護予防特定施設 入居者生活介護）
		○			・自己選定による通常時 間を超える通所介護料、 理美容代 ・おむつ代 ・教養娯楽費 ・日常生活費
食費収入（公費）		○			
食費収入（一般）	○				自己選定による特別食 事料
		○			食事提供費用・食材料代
食費収入（特定）		○			
居住費収入（公費）		○			
居住費収入（一般）	○				自己選定による特別室



				提供費用 ・居住費（介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護） ・滞在費（短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護） ・宿泊費（小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護） ・家賃（認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護）				提供費用 ・居住費（介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護） ・滞在費（短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護） ・宿泊費（小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護） ・家賃（認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護）
居住費収入（特定）			○		居住費収入（特定）		○	
介護予防・日常生活支援総合事業利用料収入	○	○	○		介護予防・日常生活支援総合事業利用料収入		○	
<b>その他の利用料収入</b>	○	○			<b>その他の利用料収入</b>			
<b>その他の事業収入</b>								
補助金事業収入（公費）			○		補助金事業収入（公費）	○	○	○
補助金事業収入（一般）	○	○	○		補助金事業収入（一般）	○	○	○
市町村特別事業収入（公費）	○	○		給食サービス（厚生省告示第129号該当）は非課税	市町村特別事業収入（公費）	○	○	給食サービス（厚生省告示第129号該当）は非課税
市町村特別事業収入（一般）	○	○		給食サービス（厚生省告示第129号該当）は非課税	市町村特別事業収入（一般）	○	○	給食サービス（厚生省告示第129号該当）は非課税
受託事業収入（公費）	○	○		認定調査受託等は課税	受託事業収入（公費）	○	○	認定調査受託等は課税
受託事業収入（一般）	○	○			受託事業収入（一般）	○	○	
その他の事業収入	○		○	老人訪問介護における長時間・休日・時間外利用料収入	その他の事業収入	○		老人訪問介護における長時間・休日・時間外利用料収入
				介護保険事業と一体的に行われる障害者自立支援のための居宅介護サービス費等				介護保険事業と一体的に行われる障害者自立支援のための居宅介護サービス費等
（保険等査定減）	○	○		減額対象が課税か非課税かによる	（保険等査定減）	○	○	減額対象が課税か非課税かによる
老人福祉事業収入					老人福祉事業収入			
措置事業収入					措置事業収入			
事務費収入			○		事務費収入		○	
事業費収入			○		事業費収入		○	
その他の利用料収入			○		その他の利用料収入		○	
その他の事業収入	○	○	○		その他の事業収入		○	

運営事業収入					運営事業収入				
管理費収入		○			管理費収入		○		
その他の利用料収入		○			その他の利用料収入		○		
補助金事業収入（公費）			○		補助金事業収入（公費）			○	
補助金事業収入（一般）	○	○	○		補助金事業収入（一般）			○	
その他の事業収入	○	○			その他の事業収入				
その他の事業収入					その他の事業収入		○		
管理費収入		○			管理費収入		○		
その他の利用料収入	○				その他の利用料収入	○	○		
その他の事業収入	○		○		その他の事業収入		○		
児童福祉事業収入					児童福祉事業収入				
措置費収入					措置費収入		○		
事務費収入		○			事務費収入		○		
事業費収入		○			事業費収入		○		
私的契約利用料収入		○			私的契約利用料収入		○		
その他の事業収入					その他の事業収入				
補助金事業収入（公費）			○		補助金事業収入（公費）	○	○	○	
補助金事業収入（一般）		○	○	利用者からの収入は非課税	補助金事業収入（一般）	○	○	○	利用者からの収入は課税又は非課税
受託事業収入（公費）	○	○			受託事業収入（公費）	○	○		
受託事業収入（一般）	○	○			受託事業収入（一般）	○	○		
その他の事業収入	○	○			その他の事業収入	○	○		
保育事業収入					保育事業収入				
施設型給付費収入					施設型給付費収入				
施設型給付費収入		○			施設型給付費収入		○		
利用者負担金収入		○			利用者負担金収入		○		
特例施設型給付費収入					特例施設型給付費収入				
特例施設型給付費収入		○			特例施設型給付費収入		○		
利用者負担金収入		○			利用者負担金収入		○		
地域型保育給付費収入					地域型保育給付費収入				
地域型保育給付費収入		○			地域型保育給付費収入		○		
利用者負担金収入		○			利用者負担金収入		○		
特例地域型保育給付費収入					特例地域型保育給付費収入				
特例地域型保育給付費収入		○			特例地域型保育給付費収入		○		
利用者負担金収入		○			利用者負担金収入		○		
委託費収入		○			委託費収入		○		
利用者等利用料収入					利用者等利用料収入				
利用者等利用料収入（公費）		○			利用者等利用料収入（公費）		○		
利用者等利用料収入（一般）		○			利用者等利用料収入（一般）		○		
その他の利用料収入		○			その他の利用料収入		○		
私的契約利用料収入	○	○			私的契約利用料収入		○		
その他の事業収入					その他の事業収入				
補助金事業収入（公費）			○		補助金事業収入（公費）	○	○	○	
補助金事業収入（一般）	○	○	○	利用者からの収入は課税又は非課税	補助金事業収入（一般）	○	○	○	利用者からの収入は課税又は非課税
受託事業収入（公費）	○	○			受託事業収入（公費）	○	○		

受託事業収入（一般）	○	○		
その他の事業収入	○	○		
就労支援事業収入				
（何）事業収入	○	○		
障害福祉サービス等事業収入				
自立支援給付費収入				
介護給付費収入		○		
特例介護給付費収入		○		
訓練等給付費収入		○		
特例訓練等給付費収入		○		
地域相談支援給付費収入		○		
特例地域相談支援給付費収入		○		
計画相談支援給付費収入		○		
特例計画相談支援給付費収入		○		
障害児施設給付費収入				
障害児通所給付費収入		○		
特例障害児通所給付費収入		○		
障害児入所給付費収入		○		
障害児相談支援給付費収入		○		
特例障害児相談支援給付費収入		○		
利用者負担金収入		○		
補足給付費収入				
特定障害者特別給付費収入		○		
特例特定障害者特別給付費収入		○		
特定入所障害児食費等給付費収入		○		
特定費用収入		○	○	
その他の事業収入				
補助金事業収入（公費）			○	
補助金事業収入（一般）	○	○	○	利用者からの収入は課税又は非課税
受託事業収入（公費）	○	○		
受託事業収入（一般）	○	○		
その他の事業収入	○	○		
（保険等査定減）		○		
生活保護事業収入				
措置費収入				
事務費収入		○		
事業費収入		○		
授産事業収入				
（何）事業収入	○	○		
利用者負担金収入		○		
その他の事業収入				
補助金事業収入（公費）			○	
補助金事業収入（一般）	○	○	○	利用者からの収入は課税又は非課税

受託事業収入（一般）	○	○		
その他の事業収入	○	○		
就労支援事業収入				
（何）事業収入	○			
障害福祉サービス等事業収入				
自立支援給付費収入				
介護給付費収入		○		
特例介護給付費収入		○		
訓練等給付費収入		○		
特例訓練等給付費収入		○		
地域相談支援給付費収入		○		
特例地域相談支援給付費収入		○		
計画相談支援給付費収入		○		
特例計画相談支援給付費収入		○		
障害児施設給付費収入				
障害児通所給付費収入		○		
特例障害児通所給付費収入		○		
障害児入所給付費収入		○		
障害児相談支援給付費収入		○		
特例障害児相談支援給付費収入		○		
利用者負担金収入	○	○		選定利用料は課税
補足給付費収入				
特定障害者特別給付費収入		○		
特例特定障害者特別給付費収入		○		
特定入所障害児食費等給付費収入		○		
特定費用収入		○		
その他の事業収入				
補助金事業収入（公費）	○	○	○	
補助金事業収入（一般）	○	○	○	利用者からの収入は課税又は非課税
受託事業収入（公費）	○	○		
受託事業収入（一般）	○	○		
その他の事業収入	○	○		
（保険等査定減）	○	○		減額対象が課税か非課税かによる
生活保護事業収入				
措置費収入				
事務費収入		○		
事業費収入		○		
授産事業収入				
（何）事業収入	○			
利用者負担金収入	○	○		
その他の事業収入				
補助金事業収入（公費）	○	○	○	
補助金事業収入（一般）	○	○	○	利用者からの収入は課税又は非課税

受託事業収入（公費）	○	○			受託事業収入（公費）	○	○		
受託事業収入（一般）	○	○			受託事業収入（一般）	○	○		
その他の事業収入	○	○			その他の事業収入	○	○		
医療事業収入					医療事業収入				
入院診療収入（公費）	○	○		社会福祉法・健康保険法・国民健康保険法・高齢者の医療の確保に関する法律・児童福祉法・更生保護法などによる医療・療養などの給付は非課税	入院診療収入（公費）	○	○		社会福祉法・健康保険法・国民健康保険法・高齢者の医療の確保に関する法律・児童福祉法・更生保護法などによる医療・療養などの給付は非課税
入院診療収入（一般）	○	○			入院診療収入（一般）	○	○		
室料差額収入	○	○		財務大臣の定めるものは非課税	室料差額収入	○	○		財務大臣の定めるものは非課税
外来診療収入（公費）	○	○		社会福祉法・健康保険法・国民健康保険法・高齢者の医療の確保に関する法律・児童福祉法・更生保護法などによる医療・療養などの給付は非課税	外来診療収入（公費）	○	○		社会福祉法・健康保険法・国民健康保険法・高齢者の医療の確保に関する法律・児童福祉法・更生保護法などによる医療・療養などの給付は非課税
外来診療収入（一般）	○	○			外来診療収入（一般）	○	○		
保健予防活動収入	○	○		予防接種・新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法などによる医療などは非課税	保健予防活動収入	○	○		予防接種・新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法などによる医療などは非課税
受託検査・施設利用収入	○				受託検査・施設利用収入		○		<u>社会福祉法・健康保険法・国民健康保険法・高齢者の医療の確保に関する法律・児童福祉法・更生保護法などによる医療・療養などの受託検査・施設の提供</u>
						○			<u>上記以外の受託検査・施設の提供</u>
訪問看護療養費収入（公費）		○			訪問看護療養費収入（公費）	○	○		<u>社会福祉法・健康保険法・国民健康保険法・高齢者の医療の確保に関する法律・児童福祉法・更生保護法などによる医療・療養などの給付は非課税</u>
訪問看護療養費収入（一般）		○			訪問看護療養費収入（一般）	○	○		
訪問看護利用料収入					訪問看護利用料収入				
訪問看護基本利用料収入		○			訪問看護基本利用料収入		○		<u>・社会福祉法・健康保険法・国民健康保険法・高齢者の医療の確保に関</u>



(何)収入				
(何)収入	○	○	○	
借入金利息補助金収入			○	
経常経費寄附金収入			○	
受取利息配当金収入		○	○	・預金利息・債券等利息は非課税 ・株式配当金などは不課税
社会福祉連携推進業務貸付金受取利息収入		○		
その他の収入				
受入研修費収入	○			
利用者等外給食費収入	○			
雑収入	○	○	○	
流動資産評価益等による資金増加額				
有価証券売却益			○	非課税となるのは有価証券売却額
有価証券評価益			○	
為替差益			○	
<b>施設整備等による収入</b>				
施設整備等補助金収入				
施設整備等補助金収入			○	
設備資金借入金元金償還補助金収入			○	
施設整備等寄附金収入				
施設整備等寄附金収入			○	
設備資金借入金元金償還寄附金収入			○	
設備資金借入金収入			○	
社会福祉連携推進業務設備資金借入金収入			○	
固定資産売却収入				
車輛運搬具売却収入	○			
器具及び備品売却収入	○			
(何)売却収入	○	○		土地売却収入などは非課税
その他の施設整備等による収入				
(何)収入	○	○	○	
<b>その他の活動による収入</b>				
長期運営資金借入金元金償還寄附金収入			○	
長期運営資金借入金収入			○	
役員等長期借入金収入			○	
社会福祉連携推進業務長期運営資金借入金収入			○	
長期貸付金回収収入			○	
社会福祉連携推進業務長期貸付金回収収入			○	
投資有価証券売却収入		○		
積立資産取崩収入				
退職給付引当資産取崩収入			○	
長期預り金積立資産取崩収入			○	
(何)積立資産取崩収入			○	

(何)収入				
(何)収入	○	○	○	
借入金利息補助金収入			○	
経常経費寄附金収入			○	
受取利息配当金収入		○	○	・預金利息・債券等利息は非課税 ・株式配当金などは不課税
社会福祉連携推進業務貸付金受取利息収入		○		
その他の収入				
受入研修費収入	○			
利用者等外給食費収入	○			
雑収入	○	○	○	
流動資産評価益等による資金増加額				
有価証券売却益			○	非課税となるのは有価証券売却額
有価証券評価益			○	
為替差益			○	
<b>施設整備等による収入</b>				
施設整備等補助金収入				
施設整備等補助金収入			○	
設備資金借入金元金償還補助金収入			○	
施設整備等寄附金収入				
施設整備等寄附金収入			○	
設備資金借入金元金償還寄附金収入			○	
設備資金借入金収入			○	
社会福祉連携推進業務設備資金借入金収入			○	
固定資産売却収入				
車輛運搬具売却収入	○			
器具及び備品売却収入	○			
(何)売却収入	○	○		土地売却収入などは非課税
その他の施設整備等による収入				
(何)収入	○	○	○	
<b>その他の活動による収入</b>				
長期運営資金借入金元金償還寄附金収入			○	
長期運営資金借入金収入			○	
役員等長期借入金収入			○	
社会福祉連携推進業務長期運営資金借入金収入			○	
長期貸付金回収収入			○	
社会福祉連携推進業務長期貸付金回収収入			○	
投資有価証券売却収入		○		
積立資産取崩収入				
退職給付引当資産取崩収入			○	
長期預り金積立資産取崩収入			○	
(何)積立資産取崩収入			○	

<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>事業区分間長期借入金収入</td><td></td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>拠点区分間長期借入金収入</td><td></td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>事業区分間長期貸付金回収収入</td><td></td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>拠点区分間長期貸付金回収収入</td><td></td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>事業区分間繰入金収入</td><td></td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>拠点区分間繰入金収入</td><td></td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>サービス区分間繰入金収入</td><td></td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>その他の活動による収入</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>退職共済預かり金収入</td><td></td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>退職共済事業管理資産取崩収入</td><td></td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>(何)収入</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> </table> <p>※ 上記の「消費税課否判定表」は、「社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項」での別添3「勘定科目説明」の「1. 資金収支計算書勘定科目の説明」の「①収入の部」の勘定科目に基づき、消費税法での「課税」「非課税」「不課税」<b>（特定収入を含む）</b>を原則的取扱いに基づき記載した参考資料です。実際の消費税法での「課税」「非課税」「不課税」<b>「特定収入」等</b>の判定は、取引1件ごとに消費税法上での「課税」「非課税」「不課税」<b>「特定収入」等</b>の判定を行います。</p>	事業区分間長期借入金収入			○	拠点区分間長期借入金収入			○	事業区分間長期貸付金回収収入			○	拠点区分間長期貸付金回収収入			○	事業区分間繰入金収入			○	拠点区分間繰入金収入			○	サービス区分間繰入金収入			○	その他の活動による収入				退職共済預かり金収入			○	退職共済事業管理資産取崩収入			○	(何)収入	○	○	○	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>事業区分間長期借入金収入</td><td></td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>拠点区分間長期借入金収入</td><td></td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>事業区分間長期貸付金回収収入</td><td></td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>拠点区分間長期貸付金回収収入</td><td></td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>事業区分間繰入金収入</td><td></td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>拠点区分間繰入金収入</td><td></td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>サービス区分間繰入金収入</td><td></td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>その他の活動による収入</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>退職共済預かり金収入</td><td></td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>退職共済事業管理資産取崩収入</td><td></td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>(何)収入</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> </table> <p>※ 上記の「消費税課否判定表」は、「社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項」での別添3「勘定科目説明」の「1. 資金収支計算書勘定科目の説明」の「①収入の部」の勘定科目に基づき、消費税法での「課税」「非課税」「<b>不課税</b>」を原則的取扱いに基づき記載した参考資料です。実際の消費税法での「課税」「非課税」「不課税」の判定は、取引1件ごとに消費税法上での「課税」「非課税」「不課税」の判定を行います。</p>	事業区分間長期借入金収入			○	拠点区分間長期借入金収入			○	事業区分間長期貸付金回収収入			○	拠点区分間長期貸付金回収収入			○	事業区分間繰入金収入			○	拠点区分間繰入金収入			○	サービス区分間繰入金収入			○	その他の活動による収入				退職共済預かり金収入			○	退職共済事業管理資産取崩収入			○	(何)収入	○	○	○
事業区分間長期借入金収入			○																																																																																						
拠点区分間長期借入金収入			○																																																																																						
事業区分間長期貸付金回収収入			○																																																																																						
拠点区分間長期貸付金回収収入			○																																																																																						
事業区分間繰入金収入			○																																																																																						
拠点区分間繰入金収入			○																																																																																						
サービス区分間繰入金収入			○																																																																																						
その他の活動による収入																																																																																									
退職共済預かり金収入			○																																																																																						
退職共済事業管理資産取崩収入			○																																																																																						
(何)収入	○	○	○																																																																																						
事業区分間長期借入金収入			○																																																																																						
拠点区分間長期借入金収入			○																																																																																						
事業区分間長期貸付金回収収入			○																																																																																						
拠点区分間長期貸付金回収収入			○																																																																																						
事業区分間繰入金収入			○																																																																																						
拠点区分間繰入金収入			○																																																																																						
サービス区分間繰入金収入			○																																																																																						
その他の活動による収入																																																																																									
退職共済預かり金収入			○																																																																																						
退職共済事業管理資産取崩収入			○																																																																																						
(何)収入	○	○	○																																																																																						

この件に関するお問い合わせ先：全国社会福祉協議会 出版部／電話：03-3581-9511、FAX：03-3581-4666

※ホームページにも掲載しております<<https://www.fukushinohon.gr.jp/>> or 福祉の本出版目録で検索⇒「正誤表・補遺BOX」